



# 栃木県公報

令和8(2026)年  
6月26日(金)  
第716号

## 目次

### 告示

○生活保護法による指定医療機関の指定	481
○生活保護法による指定医療機関の事業の休止	481
○解除予定保安林	482
○遊漁規則の変更	482
○土地改良区定款変更の認可	485
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	485
○同	486

### 公告

○土地改良区役員の就任	487
-------------	-----

## 告示

### 栃木県告示第360号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和8(2026)年6月26日

栃木県知事 福田 富一

#### 1 病院、診療所又は薬局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
令和8(2026)年6月1日	こぐれ調剤薬局新山店	足利市新山町2248-4
令和8(2026)年6月1日	ヨルノクリニック	鹿沼市縦山町371
令和8(2026)年6月1日	クリエイト薬局 ジョイホン小山駅前店	小山市駅東通り2-3-15 ジョイホン小山駅前店1階

#### 2 指定訪問看護事業者等

指 定 年 月 日	指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
令 和 8 (2026) 年 5 月 1 日	合同会社 Healing Person 代表社員 野口 聡	下野市上坪山721-1	訪問看護ステーション アライズ栃木	栃木市平柳町1-2-4 KURAショップC

### 栃木県告示第361号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永

住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関から事業の休止の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8（2026）年6月26日

栃木県知事 福田 富一

病院、診療所又は薬局

休 止 年 月 日	名 称	所 在 地
令和8（2026）年4月1日	増山歯科医院	栃木市片柳町1-10-13
令和8（2026）年5月1日	あおき耳鼻咽喉科医院	栃木市大平町新1474-1

（地域福祉課）

栃木県告示第362号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

令和8（2026）年6月26日

栃木県知事 福田 富一

I

- 解除予定保安林の所在場所  
鹿沼市入粟野字横根1508（次の図に示す部分に限る。）
  - 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 解除の理由  
指定理由の消滅
- （「次の図」は省略し、関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

II

- 解除予定保安林の所在場所  
鹿沼市入粟野字横根1513（次の図に示す部分に限る。）
  - 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 解除の理由  
指定理由の消滅
- （「次の図」は省略し、関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

III

- 解除予定保安林の所在場所  
栃木市皆川城内町字鳥居戸931-5
  - 保安林として指定された目的  
水害の防備
  - 解除の理由  
指定理由の消滅
- （関係書類を栃木県庁及び栃木市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林整備課）

栃木県告示第363号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の

規定により次のとおり公示する。

令和 8 (2026) 年 6 月 26 日

栃木県知事 福 田 富 一

I

1 漁業権者の住所及び名称

鹿沼市草久1336番地 1

西大芦漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第19号

3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

西大芦漁業協同組合内共第19号第 5 種共同漁業権遊漁規則 (令和 6 年栃木県告示第65号)

(2) 変更内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
(遊漁料の額及び納付方法) 第 8 条 遊漁者の遊漁料 (消費税額を含む。) は、 次の表のとおりとする。					(遊漁料の額及び納付方法) 第 8 条 遊漁者の遊漁料 (消費税額を含む。) は、 次の表のとおりとする。				
魚 種	漁具 及び 漁法	期 間	遊 漁 料	附 加 料 金	魚 種	漁具 及び 漁法	期 間	遊 漁 料	附 加 料 金
全 魚 種	竿釣	1 年	12,000円	-	全 魚 種	竿釣	1 年	12,000円	-
		組合が定め て公示する 期間の 1 日	3,000円	3,000円			組合が定め て公示する 期間の 1 日	3,000円	3,000円
雑 魚	竿釣	1 年	10,000円	-	雑 魚	竿釣	1 年	10,000円	-
		組合が定め て公示する 期間の1日	2,500円	2,500円			組合が定め て公示する 期間の1日	2,500円	2,500円
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
注 1～注 2 略					注 1～注 2 略				
2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げ る者の遊漁料は、同表の右欄に掲げる額とする。					2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げ る者の遊漁料は、同表の右欄に掲げる額とする。				
未就学の幼児及び小学 校児童及び中学校生徒		無料			未就学の幼児及び小学 校児童及び中学校生徒		無料		
高等学校生徒、女性及 び障害者 (身体障害者 手帳、療育手帳又は精 神障害者保健福祉手帳 を提示した者に限る。)		前項に規定する遊漁料の 1 / 2 に相当する額			高等学校生徒、女性及 び障害者 (身体障害者 手帳、療育手帳又は精 神障害者保健福祉手帳 を提示した者に限る。)		前項に規定する遊漁料の 1 / 2 に相当する額		
75歳以上の者		1 年券のみ前項に規定す る遊漁料から1,000円 減額した額			75歳以上の者		全魚種 1 年は 11,000円 雑魚 1 年は8,000円		

4 変更後の遊漁規則の施行の日

令和8(2026)年6月26日

II

1 漁業権者の住所及び名称

鹿沼市寺町925番地

黒川漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第22号

3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

黒川漁業協同組合内共第22号遊漁規則(令和6年栃木県告示第65号)

(2) 変更内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(キャッチ・アンド・リリース区域の設置) 第5条 次の表の中欄に掲げる区域をキャッチ・アンド・リリース区域とし、前条の規定にかかわらず、当該区域における同表の左欄に定める魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。ただし、採捕した魚をその場で再放流する場合は、この限りでない。			(キャッチ・アンド・リリース区域の設置) 第5条 次の表の中欄に掲げる区域をキャッチ・アンド・リリース区域とし、前条の規定にかかわらず、当該区域における同表の左欄に定める魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。ただし、採捕した魚をその場で再放流する場合は、この限りでない。		
魚種	区域	期間	魚種	区域	期間
全魚種	日光市西小来川地先出居橋から上流の西黒川及び角石沢川の区域で組合が定めて公示する区域	組合が定めて公示する期間	全魚種	日光市西小来川地先出居橋から上流の大滝に至る西黒川の区域	組合が定めて公示する期間
2 第3条の規定にかかわらず、前項ただし書の規定による遊漁は、次のとおりとする。 (1) 日光市西小来川地先出居橋から上流の大滝に至る西黒川の区域は、リールを使用しない毛ばり釣(テンカラ釣)以外の漁法を用いてはならない。 (2) 大滝から上流の西黒川及び角石沢川の区域は、組合が定めて公示する漁法以外を用いてはならない。 (3) カエシのないシングルフック以外の釣針を用いてはならない。 (4) ビク、クーラーボックスその他の採捕した魚を持ち帰るための物を持ち込んではならない。			2 第3条の規定にかかわらず、前項ただし書の規定による遊漁は、次のとおりとする。 (1) _____リールを使用しない毛ばり釣(テンカラ釣)以外の漁法を用いてはならない。 _____ _____ (2) カエシのないシングルフック以外の釣針を用いてはならない。 (3) ビク、クーラーボックスその他の採捕した魚を持ち帰るための物を持ち込んではならない。		
(禁止区域等) 第6条 第4条の規定にかかわらず、遊漁は、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。			(禁止区域等) 第6条 第4条の規定にかかわらず、遊漁は、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。		
区	域	期 間	区	域	期 間

黒川大原ダムから上流の黒川、西黒川、菅沢川、角石沢川及び東沢川の全域	9月20日から翌年2月末日まで	柿沢橋 _____ から上流の黒川、西黒川、菅沢川、角石沢川及び東沢川の全域	9月20日から翌年2月末日まで
戸バナ橋から上流の行川及びその支流の全域		大滝から上流の西黒川及び角石沢川の全域	1月1日から12月31日まで
越路橋から上流の長畑川及びその支流の全域		赤宮堰から上流の行川の全域	9月20日から翌年2月末日まで
黒川大原ダム下流320メートルから大原ダムまでの区域	1月1日から12月31日まで		

2 前項に定めるもののほか、組合は水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、組合は水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。

4 変更後の遊漁規則の施行の日  
令和 8 (2026) 年 6 月 26 日

(農村振興課)

栃木県告示第364号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和 8 (2026) 年 6 月 26 日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
うつのみや中央土地改良区	令和 8 (2026) 年 6 月 15 日

(農地整備課)

栃木県告示第365号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課及び栃木県矢板土木事務所において縦覧に供する。

令和 8 (2026) 年 6 月 26 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 急傾斜地崩壊危険区域の名称 中阿久津東ⅡA
- 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から16号までを順次結んだ線及び標柱1号と16号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村名	町名又は大字名	字 名	地 番	標 柱 番 号
高根沢町	中阿久津	下ノ台	1550番9	1号
同	同	同	1489番3	2号

高根沢町	中阿久津	下ノ台	1480番5	3号
同	同	同	1480番2	4号及び5号
同	同	同	1470番	6号
同	同	同	1471番1	7号
同	同	同	1471番2	8号
同	同	同	1464番	9号
同	同	吉原	433番2	10号
同	同	同	248番	11号
同	同	同	243番	12号
同	同	同	388番	13号
同	同	同	385番1地先無番地	14号
同	同	同	379番	15号及び16号

栃木県告示第366号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課及び栃木県宇都宮土木事務所において縦覧に供する。

令和8（2026）年6月26日

栃木県知事 福田 富一

I

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称 八幡山

2 急傾斜地崩壊危険区域の表示

(1) 次に掲げる土地に存する標柱1号から3号までを順次結んだ線及び標柱1号と3号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村名	町名又は大字名	字名	地番	標柱番号
宇都宮市	塙田五丁目		613番	1号
同	同		603番	2号
同	同		577番4	3号

(2) 次に掲げる土地に存する標柱4号から6号までを順次結んだ線及び標柱4号と6号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村名	町名又は大字名	字名	地番	標柱番号
宇都宮市	塙田五丁目		610番1	4号から6号

II

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称 塙田四丁目

2 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村名	町名又は 大字名	字 名	地 番	標 柱 番 号
宇都宮市	塙田一丁目		577番2	1号から6号及び9号から11号
同	塙田五丁目		577番4	7号及び8号

(砂防水資源課)

**公 告**

## ○土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について就任の届出があったので、同条第19項の規定により公告する。

令和8(2026)年6月26日

栃木県知事 福田 富一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
うつのみや 中 央 土地改良区	理 事		中村 長重	宇都宮市東横田町317		令 和 8 (2026). 3.27

(農地整備課)